

浄化槽法施行細則（昭和六十年広島県規則第六十三号）新旧対照表

改正			現行		
別表 （第三条関係）			別表 （第三条関係）		
提出書類	提出部数	提出先	提出書類	提出部数	提出先
浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）	浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）
浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）			浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）		
浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号）	一部	当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）	浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号）	一部	当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）
浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）			浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）		
浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）			浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）		
浄化槽管理者変更報告書（別記様式第三号）	一部	当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）	浄化槽管理者変更報告書（別記様式第三号）	一部	当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）
指定検査機関指定申請書（環境省令様式第七号）			指定検査機関指定申請書（環境省令様式第七号）		
		環境県民局循環型社会課			環境県民局環境部循環型社会課